



帯広市空き家対策  
キャラクター「アキヤギ」

# 空き家が問題に なる前に

## 空き家などの解体・改修・維持管理

市内にも危険な空き家や長期間利用されていない空き家があります。危険な空き家を解消するために、補助金を活用しませんか。

**問い合わせ** 建築開発課（市庁舎6階、☎65・4179）

市では、空き家の適切な維持管理などを図るため、空き家に関する各種補助を行っています。

申請書や手続きの案内は、建築開発課で配布しているほか、ホームページに掲載しています。

**募集期間** いずれも先着順で受け付け、各募集件数に達するまで（令和4年3月15日（火）までに、完了実績報告書などの提出が必要）

### 帯広市特定空き家解体補助金

生活環境の保全を図るため、住宅性能が著しく低下している特定空き家等<sup>※</sup>を除去する費用の一部を補助します。

**補助額** 対象工事費用の80%（上限額は50万円）を補助  
**募集件数** 10件

**対象者** 次の条件をすべて満たす人

- ① 市内に所在する空き家などを所有している（所有者が死亡している場合は相続人）
- ② 市区町村民税を滞納していない（納税状況により対象となる場合がありません）
- ③ 申請者の所得を基に計算した規定金額が220万円以下
- ④ 暴力団員ではない

⑤ 過去に帯広市特定空き家解体補助金の交付を受けていない

**対象住宅** 次の条件をすべて満たす住宅

- ① 市内に所在する特定空き家等
- ② 市による事前調査で、住宅地区改良法に基づく「不良住宅」と判定された住宅
- ③ 所有権以外の権利が設定されていない住宅
- ④ 補助を受ける目的で故意に破損させていない住宅

⑤ この制度以外の建築物の除去に関する補助を受けていない住宅



特定空き家等の例

**申請方法** 事前調査を行うため、事前調査申請書に必要書類を添えて、建築開発課へ提出してください。

（事前調査で該当すると判断された住宅は、交付申請が可能）

### 帯広市空き家改修補助金

空き家の活用促進や、快適な住環境の充実に図るため、条件を満たす空き家を、居住用に購入した人に対し、改修工事にかかる費用の一部を補助します。

**補助額** 対象工事費用の30%（上限額は30万円）を補助  
**募集件数** 2件

**対象者** 次の条件をすべて満たす人

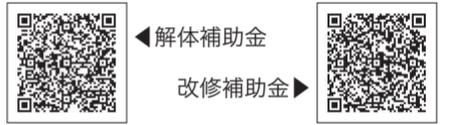
- ① 自らの居住用に使用するため、北海道空き家情報バンクに登録された市内の空き家を購入および所有し、居住または居住予定
- ② 市区町村民税を滞納していない（納税状況により対象となる場合があります）
- ③ 所得を基に計算した規定金額の世帯総額が550万円以下
- ④ 暴力団員ではない
- ⑤ 過去に帯広市空き家改修補助金の交付を受けていない
- ⑥ 3親等以内の親族または、これと同等と認められる者から購入していない

**対象住宅** 次の条件をすべて満たす住宅

- ① 市内に所在する専用住宅または併用住宅（併用住宅の場合は専ら居住用に使用する部分が2分の1以上のものに限る）
- ② 北海道空き家情報バンクに登録された住宅
- ③ 売買契約を締結した日から起算して1年を経過していない
- ④ 昭和56年5月31日以前に着工した住宅は、耐震基準を満たしている、または補助金実績報告時点に耐震基準を満たすための耐震改修工事が完了している
- ⑤ 所有者などが補助金の交付を受けてから、3親等以内の親族またはこれと同等と認められる者に売却または賃貸しない
- ⑥ 別荘ではない
- ⑦ 補助金交付決定日に補助金の対象となる改修に着手していない

**対象改修** 建築物の耐久性の向上、長寿命化、省エネルギー化またはユニバーサルデザイン化のための改修工事

**申請方法** 申請書に必要書類を添えて、工事着手前に建築開発課へ提出してください。



## 空き家の定期的な点検を行いましょ！

空き家の所有者などは、法により適切な管理を行う責任があります。相続などで空き家を管理することになった場合は、積極的に点検しましょう。

### ◎管理者になったらまず行うこと

- ① 近所の人に挨拶する
- ② 火災保険に入る
- ③ 不審者の侵入を予防する  
（近所の人への声掛けは、不法侵入や不法投棄の回避につながります）

### ◎月に1回程度の定期的な点検

大雨や地震の後は、雨漏りや水漏れ、建物に傷みがないか確認する。（雨漏りは早めに対処する。バルコニーやアンテナなど、家の外回りにあるものは、支持金具が腐食していないかなども確認する）

### ◎半年に1回はじっくりと点検

半年に1回は、定期点検に加えて、家の基礎や壁などをチェックする。

## 空き家を放置し続けると、さまざまなリスクが高まります！

手入れをしない建物は傷みが早く、隣近所や地域にも大きな影響を与えます。一軒だけの問題と思わずに手入れを定期的に行いましょう。

### リスク1 事故・二次災害を誘発

- ・強風などによって屋根や外壁材などが落下・飛散する
- ・積雪によって倒壊事故が起こる
- ・放火によって火災が起こるなどの事故・二次災害を誘発する

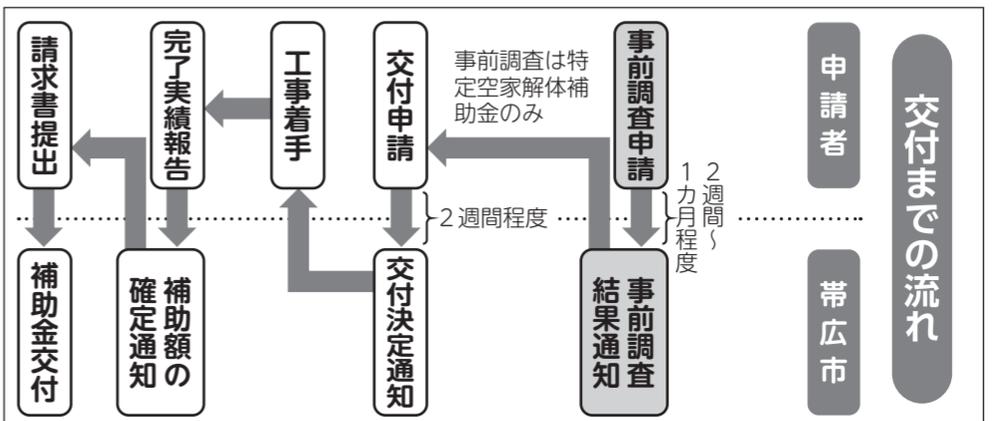
### リスク2 損害賠償の支払いに発展する

火災による隣接家屋の全焼・死亡事故、倒壊による隣接家屋の全壊・死亡事故、外壁材の落下などによる死亡事故などにより、損害賠償を負担しなければならなくなる可能性があります。



### 空き家点検チェックリスト

- 屋根・軒裏・外壁・床などに浮きや剥がれがないか確認
- 部屋の換気（窓や収納扉を1時間開き、換気扇を運転）
- 玄関や窓の立て付けに異常がないか確認
- ポストの中身の整理 □ 雨漏り、かびがないか確認
- 給水・排水の不具合（詰まりや臭い）の確認
- 室内、玄関周り、敷地内の簡単な掃除
- 蛇口の防臭・防虫（蛇口を1分間開き、水を流す）
- 庭の草刈りや庭木の手入れ
- 冬場の除雪（屋根からの落雪で近隣に迷惑をかけない）



※ 特定空き家等 「そのまま放置すれば倒壊の恐れがあるなど著しく保安上危険が予想される状態」 などがあると市が判断し、認定した空き家等